



目 次

新年のごあいさつ

    熊本法人会会長 .....3

    熊本東税務署長 .....4

    熊本市長 .....5

熊本西・熊本東税務署との意見交換会 .....6

厚生・組織合同支部長懇談会 .....7

税務署だより(税番号制度・e-Taxについて ほか) .....8

熊本県県央広域本部・熊本市だより ..... 11

平成30年度税制改正に関する提言 ..... 13

税を巡る諸環境の整備改善を図るための事業

    税金クイズ大会・新設法人説明会 ほか ..... 18

地域の経済社会環境の整備改善等を図る事業

    特別講演会・スポーツチャンバラ選手権大会 ほか ..... 20

支部だより ..... 21

青年部会だより ..... 22

女性部会だより ..... 23

特集

    チャンスと幸運を引き寄せる「笑顔」 ..... 24

事務局だより ..... 26

平成29年分確定申告相談会場等のご案内 ..... 28



発行所

●表紙の作者紹介●

石 山 愛 恵

熊本デザイン専門学校  
グラフィックデザイン科

〔コンセプト〕

寒い時期に思い浮かべるのは猫の温かさです。  
その温かみを伝えるために鍋の中で、丸くさせ  
ました。

〒860-0802 熊本市中央区中央街3番8号  
熊本大同生命ビル2階  
公益社団法人 熊本法人会  
会 長 門垣 逸夫  
広報委員長 安武 洋一郎  
TEL (096) 353-2555  
FAX (096) 353-2556  
ホームページアドレス  
<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/kumamoto/>



## 新年のごあいさつ

公益社団法人 熊本法人会  
会長 門 垣 逸 夫

あけましておめでとうございます。今年もよろしくお祈りします。

まず熊本地震は今年、発生から早くも2年目を迎えます。復興、復旧は順調に進んでいるように見えますが、どうでしょうか。あちこちに空地が増えていますし、取り壊しが進んでいるビルも目立ちます。熊本法人会では全国法人会の復興支援も受け、親会、青年部会、女性部会の夫々が企画して、コンサートや租税教室など被災者を元気づけるための活動を続けてきました。昨年11月の県庁プロムナードライトアップコンサートには千人を超える観客が参加しました。今年も知恵を絞りながらいろいろ続けたいものです。

さて全国的には景気回復が進んでいるようですが、東京、大阪、名古屋、福岡などの大都市部の輸出産業が中心で、地方都市部の景気動向は相変わらずのようです。熊本でも景気が良くなったという話はあまり聞きません。法人会を取り巻く環境も厳しいということです。全国的に言っても会員減少が続いています。そこで全国法人会では2年間で2万社増やそうという運動に取り組んでいます。一口に2万社増といいますが、一方で会員減があります。その分を穴埋めし、会員増のためには5万5千社増やさなければなりません。この運動に熊本法人会としても積極的に取り組む必要があります。

熊本法人会は、全国440単位会の中で13番目の5千社を上回る会員数を誇っていましたが、今やその大台も下回ってきました。そこで、組織委員会が中心となって、最盛期の会員数に少しでも近づけるため「Reスタート170」という運動を進めています。もちろん、組織委員会や厚生委員会だけでできるわけではありません。受託会社の協力もお願いし、支部、青年部会・女性部会も一体となって、法人会全体として取り組むことが必要です。状況が厳しいだけに皆で力を合わせて取り組もうではありませんか。

法人会としては、本来の活動である「税のオピニオンリーダー」、企業の発展支援、公益社団法人の役割なども、従来以上の期待を持たれています。2019年10月には消費税の引き上げや軽減税率制度の導入も予定されており、税務当局との連携強化はもちろん、新たな税の教育・啓発運動も求められます。地震の復興支援も含めて従来以上の活動が必要ということでしょう。会員皆で協力し、力を合わせて乗り切ろうではありませんか。



## 新年のごあいさつ

熊本東税務署長 亀井 勝 則

新年明けましておめでとうございます。

平成30年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

公益社団法人熊本法人会会員の皆様方におかれましては、御家族ともども健やかな新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げますとともに、日ごろから税務行政全般にわたり、深い御理解と格別の御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、貴会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして正しい税知識の普及や納税道義の高揚を図るため、積極的な活動を展開されるとともに、租税教育活動や社会貢献活動などを通じて、地域企業及び地域社会の健全な発展に大きく貢献されておられます。

特に、一昨年熊本地震発生時には、各支部、青年部並びに女性部が中心となり、ご自身も被災されているにもかかわらず、心温まるボランティア活動を展開されました。

更に、従来から実施されているバスケットボールやサッカー教室に併せた税金クイズ大会などの税知識の普及活動、税に関する作品募集・表彰や創意工夫を凝らした租税教室などの納税道義の高揚を図った活動、県庁プロムナード銀杏並木のライトアップコンサートなどの社会貢献活動、地域企業の健全な発展を目的とした「木曜教室」の開催などは、門垣会長をはじめとする役員並びに会員の皆様の熱意と法人会活動に対する御理解によるものであり、心から敬意を表する次第であります。

私どもといたしましては、貴会の活動が益々充実したものとなりますよう、できる限りのサポートをさせていただき、皆様との信頼・協力関係をこれまで以上に築いてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化をはじめとした社会構造の変化、経済取引の広域化、国際化の進展などに起因する経済構造の多様化、ICTの発展による高度情報化社会の進展などにより大きく変化しており、私どもといたしましては、社会・経済情勢の変化に的確に対応しつつ「適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」という国税庁の使命を果たしていくことが重要であると考えております。

貴会の皆様方におかれましては、従来から、税務行政について格別の御協力をいただいているところでございますが、間近に迫りました平成29年分の確定申告における自宅からのICTを利用した申告の推進やマイナンバー制度の円滑な定着、e-Taxやダイレクト納付の普及につきましても、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、この新しい年が公益社団法人熊本法人会並びに会員の皆様方にとりまして、益々の御発展と御繁栄の年となりますよう心から祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。



## 年頭のごあいさつ

熊本市長 大西 一 史

謹んで、新年のご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

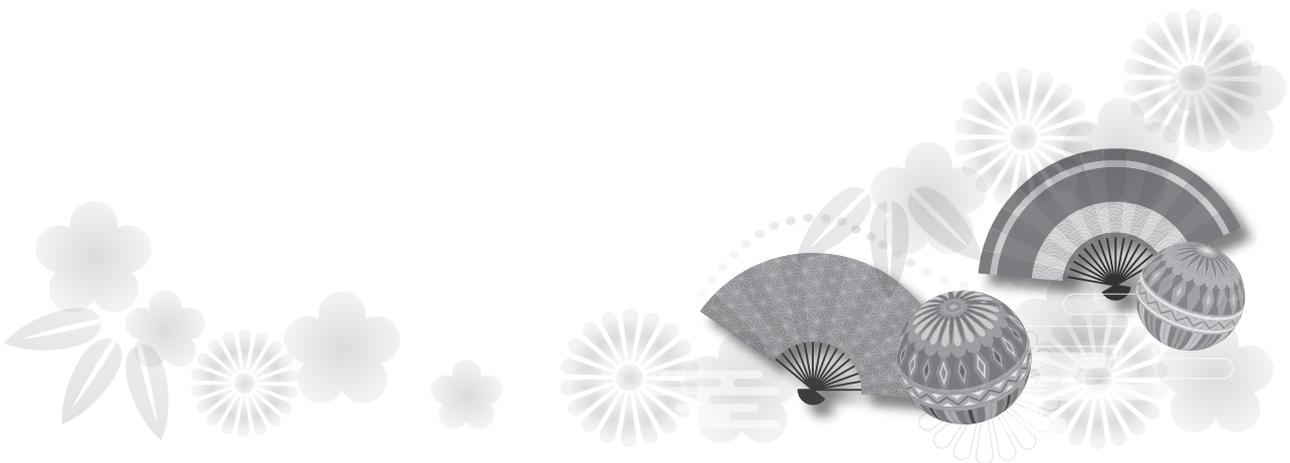
また、門垣会長をはじめ会員の皆様方におかれましては、日頃から税務知識の普及はもとより、適正な申告納税制度の確立や納税意識の向上など、地域社会の健全な発展のため、様々な活動にご尽力いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

さて昨年は、熊本地震からの本格的な復興に向け始動する「復興元年」と位置づけ、被災された方々の生活再建はもとより、復興を後押しする地域経済の活性化や、さらには防災・減災のまちづくりなど、「安心・安全」で「元気・活力」に満ちた熊本の再生と創造に向けて、全力で取り組んでまいりました。

新たに迎えました本年は、復興への歩みを更に力強く確かなものにするため、仮設住宅等から恒久的な住まいへの移行支援をはじめとした被災者支援に引き続き最優先で取り組むとともに、熊本城復旧や市民病院の再建、地域経済をけん引する中心市街地の再開発など、将来にわたって活力のある新しいまちづくりの礎を築いてまいりたいと考えております。

また、このような復興に向けた取組みとともに、市民と一緒に地域課題等の解決に取り組んでいく「地域主義」の理念の下、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたい「上質な生活都市」を目指し、全力を傾注してまいりますので、会員の皆様方におかれましては、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、熊本法人会の今後益々のご発展と、今年一年が会員の皆様にとりまして素晴らしい年となりますことを心から祈念申し上げまして、新年のご挨拶といたします。



## 熊本西・熊本東税務署と 熊本法人会役員との意見交換会

開催日：平成29年11月21日(火) 場所：KKRホテル熊本

### 1. 税務当局との意見交換会

税務当局との意見交換会は、「税を考える週間」の一環として、平成13年度から熊本西税務署と熊本西法人会とで開催されていたもので、平成26年4月に熊本法人会と組織変更後も引き続き開催されています。税務当局からは、熊本西・熊本東税務署長をはじめ幹部職員の方々が出席され、当会からは、常任理事以上の役員と監事が出席しての活発な意見交換会となりました。

意見交換会の開催趣旨は、当会にとって、根幹事業である税知識の普及活動等を進める上で税務当局に支援や協力を求めることを目的とし、また、税務当局にとって、税務行政の現状等を当会役員に理解してもらうことを目的としています。

議事については、当会から、役員及び組織構成と平成29年度事業計画の説明を行った後、税務当局から、国税不服申立制度の改正の概要のほか、法人番号の利活用及びマイナンバーカードの取得促進に関する説明が行われ、最後に、当会から税務全般に関する質問事項に対し、税務当局が回答するという形式で進められました。

#### 【出席者】

熊本法人会	会長以下	19名
熊本西・熊本東税務署	署長以下	8名



### 2. 意見交換会における質問事項(抜粋)

#### 【熊本法人会からの質問】

ビール・酒など、酒税の部分を含めて消費税が課税されるのはなぜですか？



#### 【税務当局の回答】

消費税の課税基準である課税資産の譲渡等の対価の額には、酒税、たばこ税、揮発油税、石油石炭税、石油ガス税などが含まれます。これは、酒税やたばこ税などの個別消費税は、メーカーなどが納税義務者となって負担する税金であり、その販売価格の一部を構成しているので、課税標準に含まれるとされているものです。これに対して、入湯税、ゴルフ場利用税、軽油取引税などは、利用者などが納税義務者となっているものですから、その税額に相当する金額を請求書や領収証等で相手方に明らかにし、預り金又は立替金等の科目で経理するなど明確に区分している場合には、課税資産の譲渡等の対価の額に含まれないこととなります。なお、その税額に相当する金額を明確に区分していない場合には、対価の額に含まれることとなります。

## 厚生・組織合同支部長懇談会

開催日：平成29年11月21日(火) 場所：K K Rホテル熊本

### 1.開催概要

厚生事業と組織事業は、車に例えるなら両輪であり、その両輪のバランスこそ、支部長の皆さまとの連携の強さであるため、平成27年度から、会議名称を「福利厚生制度支部長懇談会」から「厚生・組織合同支部長懇談会」に変えて開催しています。

当日は、支部長をはじめ、厚生委員と組織委員及び常任理事以上の役員の計66名の出席があり、門垣会長の開催あいさつに続き、住永厚生委員長と松本組織委員長から、同事業を推進する意義と支部長の皆さまの協力の必要性が説かれました。また、受託会社3社による「福利厚生制度2年2万社純増運動」の進捗と会員勧奨の説明も行われました。

### 2.住永厚生委員長・松本組織委員長の説明(要約)

厚生面から言えば、景気の動向に左右される社外リスクの回避は、多方面にアンテナを張り巡らせて情報収集に努めたとしても防ぐことができないかもしれませんが、社内で生じる経営者や従業員の怪我や病気などの疾病に伴う社内的経営リスクは、事前の備えさえあれば、慌てることなく余力を持って回避できます。普段と変わらない安定した経営を続けていくためには、社内的リスクを和らげる福利厚生制度の充実が不可欠です。また、本年4月から「福利厚生制度2年2万社純増運動～新規制度加入GOGO(55,000社)キャンペーン～」がスタートしました。9月末現在、県連単位において、達成率が全国一位となっています。この実績を、維持し、目標426件を達成するためには、支部長の皆さまの更なる協力態勢が鍵となります。

組織面から言えば、法人会の基本的指針を遂行するためには、より多くの法人を対象に継続的に告知することと安定した事業運営費を確保することであり、また、法人会の基盤強化を進めるためには、ベクトルを共有する会員増強を図りながら、会員間の連携を深め強固な組織を構築することです。各々の会員が、異業種交流を通じてビジネスチャンスに遭遇するのも、分け隔てのない組織だからできる特権に違いありません。会員勧奨は、永久不変の事業であり、支部長の皆さまの日頃からの活動が結果に結びついています。

本年4月から、「Reスタート170運動」に取り組んでいます。この170という数字は、平成28年度169社の退会があり、失われた会員を取り戻そうという挑戦の意味を含めた名称です。



門垣会長



住永厚生委員長



「Reスタート170運動」を説明する松本組織委員長

## 税務署だより

### 「法人番号の利活用」と「マイナンバーカードの取得促進」(お願い)

#### 1 「法人番号」の利活用について

- ▶ 法人番号※には、「行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤としての役割」(番号法の理念)と「新たな価値の創出」という目的があります。

※ 法人等に対しては、1法人1つの法人番号(13桁)を国税庁長官が指定し、登記上の所在地に通知しますが、個人番号(マイナンバー)と異なり、原則として公表され、どなたでも自由に利用できます。

法人番号で  わかる。  つながる。  ひろがる。

#### 行政の効率化

法人その他の団体に関する情報管理の効率化を図り、法人情報の授受、照合にかかるコストを削減し、行政運営の効率化を図る。

#### 国民の利便性の向上

行政機関間での情報連携を図り、添付書類の削減など、各種申請等の手続を簡素化することで、申請者側の事務負担を軽減する。

### 法人番号

#### 公平・公正な社会の実現

法人その他の団体に関する情報の共有により、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持を可能とする。

#### 新たな価値の創出

法人番号特有の目的として、法人番号の利用範囲に制限がないことから、民間による利活用を促進することにより、番号を活用した新たな価値の創出が期待される。

### 《法人番号の導入メリット等》

- 法人番号により企業等法人の名称・所在地がわかる**
  - ・法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可能
  - ・鮮度の高い名称・所在地情報が入手可能(法人の保有する取引先情報の登録・更新業務が効率化)
- 取引先に自社の法人番号をどんどんセールス**

⇒ まずは、「名刺」や「HP」の社名の横に「法人番号」を記載することから始めましょう！

  - ・法人番号を利用して取引先の情報を管理する企業が増加(個別コードで管理していた取引先の情報を「法人番号」で繋げて商機拡大)。
  - ・法人番号付きで取引データ等をやり取りするようになれば、業務効率も大いに向上。
- 「国税庁法人番号公表サイト」のデータベースをどんどん活用**

⇒ 何はともあれ、「国税庁法人番号公表サイト」を一度使ってみませんか？

  - ・「国税庁法人番号公表サイト」(<http://houjin-bangou.nta.go.jp>)は無料で利用できる企業データベース(簡単に「法人番号⇄法人名・所在地」の検索・照会が可能)。
  - ・データダウンロードやWeb-API機能を活用して法人の「基本3情報」をダウンロード(ダウンロードデータを加工すれば、新規顧客開拓リストも簡単に作成)。
- 経済産業省が運営する「法人インフォメーション」から有益な情報を取得**

⇒ 政府が保有する法人活動の情報を一括検索、閲覧、取得してみましょう！

  - ・「法人インフォメーションサイト」(<http://hojin-info.go.jp>)で法人番号を入力すると、各府省から提供された法人活動情報(H29.8.14現在：委託契約情報、補助金交付情報、行政処分情報、許認可・届出情報、特許・意匠・商標などの約43万件)をまとめて見るすることができます。

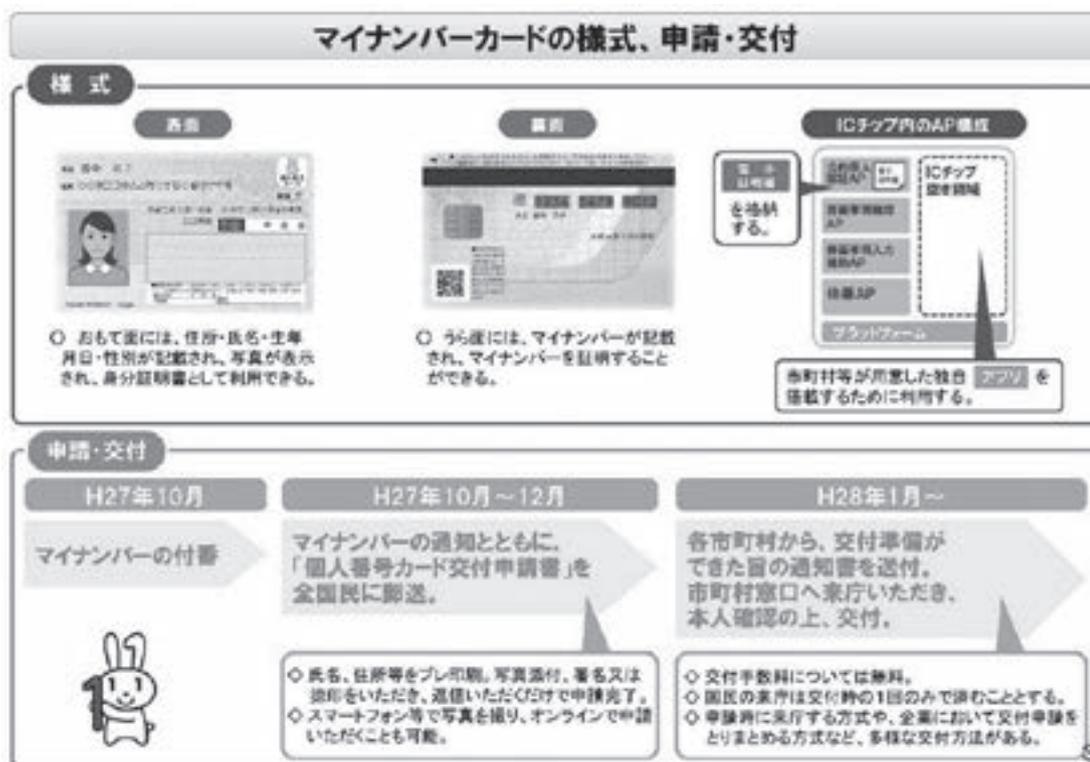
## 2 「マイナンバーカード」の取得促進について

「個人番号カード」(マイナンバーカード)の普及促進は、政府全体の方針です。

- ▶ 「個人番号」\*の利用は、社会保障、税、災害対策の分野で、法律や自治体の条例で定められた範囲に限定されています。

※ 番号制度においては、住民票を有する全ての方に対して、1人1つの個人番号(マイナンバー)を住所地の市区町村長が指定します。原則として、一度指定された個人番号は生涯変わりません。

- ▶ 「マイナンバーカード」とは、本人が市区町村に交付を申請し交付を受けることができるICチップの付いたカード(通知カードと引き換え)であって、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され本人の写が表示されており、身分証明書として使用できるほか、e-Taxで申告を行うなどの電子的手続に使用する電子証明書が標準格納されています。



- ▶ マイナンバーを利用して行政機関間で情報をやりとりする「情報連携」\*<sup>1</sup>及びマイナンバー制度の導入に併せて、新たに構築された個人ごとのポータルサイト「マイナポータル」\*<sup>2</sup>が、**平成29年11月13日(月)から本格運用**が開始され、853手続について情報連携が可能となっています(全部又は一部の書類について省略可能)。

※1 マイナンバー制度における「情報連携」とは、各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類(住民票の写し、課税証明書等)を省略可能とする等のため、番号法に基づき、異なる行政機関等間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行うことです。

※2 マイナポータル(<http://myna.go.jp>)とは、行政機関が個人番号の付いた自分の情報をいつ、どこでやりとりしたのかを確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるよう整備されます(利用には、マイナンバーカード及びICカードリーダーが必要です)。例えば、各種社会保険料の支払金額や確定申告等を行う際に参考となる情報の入手等が行えるようになる予定です。

# ネットが便利 申告・納税 e-Tax インターネット (国税電子申告・納税システム)

## e-Tax のメリット



税務署へ出向くことなく、インターネットを利用して申告、申請・届出、納税などの手続を行うことができます。

申告書、申請書、添付書類などをインターネットを利用して提出できるため、ペーパーレス化につながります。

所得税の確定申告において、一部の添付書類（源泉徴収票など）は内容を入力して送信することにより、提示又は提出を省略することができます。

書面で提出した場合より、還付金が早く受け取れます。

マイナンバーに係る本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

納税証明書の交付請求手数料が書面請求の場合よりも安価です。

## 更に便利になった2つのポイント

### ① 添付書類の提出はe-Taxが便利です

e-Taxで申告、申請・届出等を行う場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF形式）により提出することができるようになりました。

イメージデータで送信可能な添付書類は、出資関係図や収用証明書などとなっていますが、手続ごとの具体的な名称については、e-Taxホームページ（<http://www.e-taxnta.go.jp>）でご確認ください。

### ② マイナポータルとe-Taxがつながりました

国税庁ではマイナポータルの「もっとつながる」の機能を利用して、マイナポータルとe-Taxをつなげることができるようになりました。これより、マイナンバーカードでマイナポータルにログインすれば、これまで入力していたe-Tax用の利用者識別番号と暗証番号を入力することなくe-Taxにログインし、メッセージボックスの情報を確認できるほか、納税証明書、源泉所得税、法定調書などに関する手続がご利用になれます。ご利用可能な手続の詳細はe-Taxホームページ（<http://www.e-taxnta.go.jp>）でご確認ください。

## e-Taxの利用に当たっての電話によるお問合せ先

- e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問（税務相談を除く）は、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクにお問合せください。

e-Tax・作成コーナー  
ヘルプデスク

・ コクセイ  
**TEL.0570-01-5901** (全国一律市内通話料金)

月曜日～金曜日：9時～17時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）  
※受付時間は変更される場合がありますので、e-Taxホームページでご確認ください。

- マイナンバーカードに係るICカードリーダーの設定、対応機種、パソコン操作などのご質問は、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください。

マイナンバー総合  
フリーダイヤル

マイナンバー  
**0120-95-0178** (音声ガイダンスに従って1番を選択してください)

月曜日～金曜日：9時30分～20時 / 土日祝：9時30分～17時30分  
(12月29日～1月3日を除きます。)

※受付時間は変更される場合がありますので、内閣府のホームページでご確認ください。

ご質問の内容により  
お問合せ先が、  
異なります。



## 熊本県県央広域本部・熊本市だより

## 不正軽油情報提供のお願い

## 「不正軽油とは？」

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的として軽油に灯油や重油等を不正に混ぜたものや、灯油・重油をそのまま自動車の燃料として使用しているものをいいます。

不正軽油は、脱税行為であるばかりでなく、公正な市場競争を阻害し、その排出ガスなどから環境汚染の原因ともなっています。

## 「軽油の抜取調査」

熊本県では、不正軽油撲滅のため、地方税法に基づき、軽油を燃料とする車両から燃料の抜取調査を実施しています。

調査実施の際は、ご協力ください。



身の回りでこんなことはありませんか？

- ・極端に安い値段で軽油を販売している
- ・不審なタンクローリーが出入りしている
- ・排気ガスが異様に黒く、車体が重油臭い

不正軽油撲滅のために情報を集めています。

不正軽油に関する情報は、熊本県県央広域本部税務部までお知らせください。

熊本県 県央広域本部 税務部 課税第一課

TEL：096-326-0694(直通)

FAX：096-326-0695

## 平成30年度給与支払報告書 提出のお願い

給与支払報告書は、**アルバイト、パート、中途退職者も含めて平成29年1月から12月までに給与の支払いを受けた者全員**について、その支払いを行った事業所等が、**支払いを受けた者の平成30年1月1日に居住する市区町村に提出**する必要があります。

**提出期限が平成30年1月31日(水)**となりますので、早めの提出にご協力をお願いします。

### 【熊本市からのお願い】

「平成29年中に給与の支払いを受けた者で、平成30年1月1日に熊本市に住所を有する者」に関しては、熊本市に給与支払報告書を提出いただく必要がありますが、熊本市に提出の際は、次の要領で**熊本市作成の総括表**をご使用ください。

- 前年分の給与支払報告書を提出された事業所には、11月上旬に、給与支払報告書の提出と特別徴収の実施についての手引きと一緒に総括表を郵送しております。
- 右記書類の右半分が「総括表」となります。切り離して給与支払報告書の上に添付して提出してください。
- 住民税の支払方法は特別徴収(事業所等の給与天引)が原則ですが、退職等で特別徴収できない方がいる場合については、右記書類の左半分の「普通徴収申請書」を添付して下さい。



★給与支払報告書を提出いただく際には、①**総括表**を先頭に、②**特別徴収の方の給与支払報告書**、③**普通徴収申請書**、④**特別徴収ができない方の給与支払報告書**の順番で提出をお願いします。

### 【お知らせ(平成30年度からの市民税・県民税の税率変更について)】

平成29年度までは、所得割の市民税の税率が6%、県民税の税率が4%でしたが、平成30年度からは、市民税の税率が8%、県民税の税率が2%に変更されます。合計が10%であることに変わりはありません。この変更は、政令指定都市だけのものであり、県内では熊本市のみ変更されます。他の市町村は従来どおりとなりますのでご注意ください。

#### 所得割のみの変更

平成29年度まで

市民税の税率 6%  
県民税の税率 4%

平成30年度まで

市民税の税率 8%  
県民税の税率 2%

政令指定都市のみ  
の変更点です。

トータル10%は変わらず

### 【お問い合わせ先】

※熊本市役所 課税管理課 特別徴収班 電話 096-328-2195(課税管理課直通)

## 税制改正要望全国大会開催

税制務委員長

梅 元 昭 宏

第34回法人会全国大会「福井大会」(平成29年10月5日福井市にて開催)において、法人会の「平成30年度税制改正に関する提言」が決議されました。この提言は全国単位会、県連、全法連の各税制・税務委員会で協議されまとめられたものです。決議された要望事項は、政府や国会などへの強い働きかけにより法人税制の改革が実現させるなど、これまでも大きな成果を上げています。

当会におきましても、熊本市・熊本市議会・熊本県選出の国会議員への働きかけを行います。

### 平成30年度税制改正に関する提言(要約)

#### I. 税・財政改革のあり方

##### 1. 財政健全化に向けて

- ・真の財政健全化を達成するためにはプライマリーバランス黒字化に向け規律ある具体的な道筋を明確に示し、着実に実行することが重要である。
- (1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。
- (2) 「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。この2年間においては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に実行するよ

う求める。

- (4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害するうえ財政の悪化要因にもなる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の運営が求められる。

##### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・社会保障分野では団塊の世代すべてが後期高齢者となる「2025年問題」がクローズアップされてきた。医療と介護の給付急増が見込まれるため、これを「重点化・効率化」によって可能な限り抑制し、かつ適正な「負担」を確保していかなければ、社会保障制度が立ち行かなくなる。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付

け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、薬価の実態を反映させるよう、2年に1度としてきた薬価の改定を毎年実施する。さらに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

### 3. 行政改革の徹底

- 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
  - (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
  - (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
  - (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

### 4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- 消費税率10%への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入されることになっているが、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表

明しておきたい。これまでも指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から極めて問題が多いからである。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

## 5. マイナンバー制度について

## 6. 今後の税制改革のあり方

## II. 経済活性化と中小企業対策

### 1. 法人実効税率について

- OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、我が国の税率水準は依然として高い。今般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

### 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

### 3. 事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設  
事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実  
上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。
  - ① 株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。
  - ② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
  - ③ 対象会社規模を拡大する。

## Ⅲ. 地方のあり方

- 地方の活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化が基本政策といえよう。その際に不可欠な理念として掲げねばならないのは、地方の自立と自助の精神である。深化段階に入った地方創生戦略を推

進するうえでも同じことがいえる。

- 「ふるさと納税制度」にみられる特産品の返礼品競争については、あまりに安易な手法であり本格的な地方活性化戦略につながるとは考えにくい。また、住民税は本来、居住自治体の会費であることから、この制度自体が地方税の原則にそぐわないとの指摘がある。例えば納税先を納税者の出身自治体に限定するなど「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要であろう。
- 地方交付税制度は国が地方の不足財源を保障する機能を有していることから地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革が求められてきた。地方は必要な安定財源の確保や行政改革について、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化

を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

### IV. 震災復興

- 東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」も2年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含め

て引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

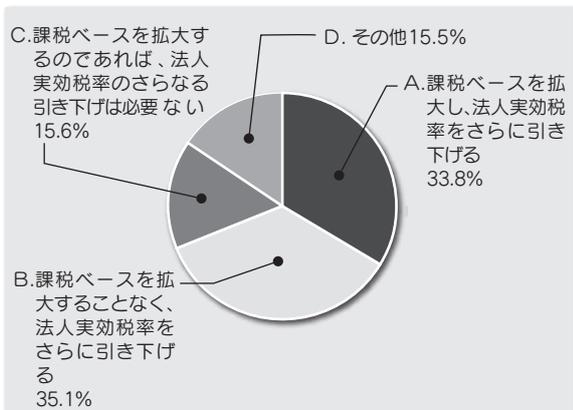
- 昨年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

### V. その他

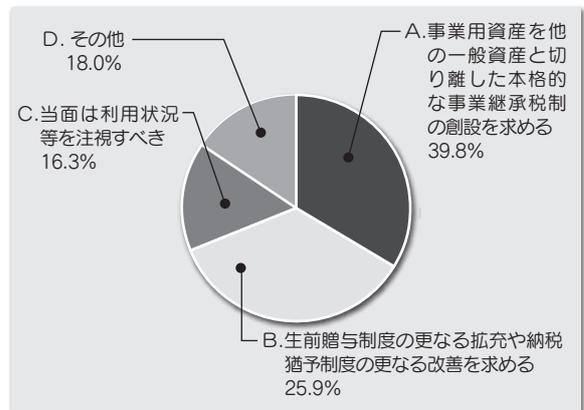
1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

## 平成30年度税制改正に関するアンケート (有効回答総数：10,925)

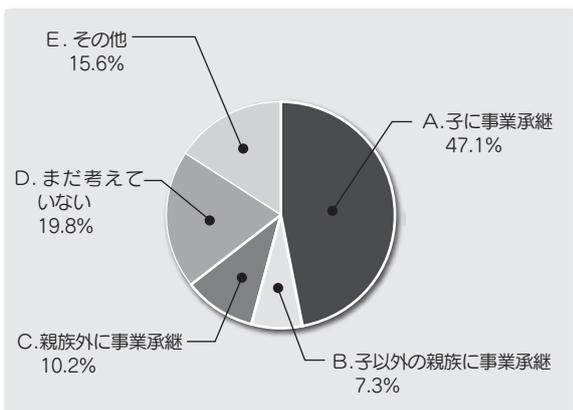
**Q1** 平成28年度改正では、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考えの下、法人実効税率が段階的に引き下げられ、法人実効税率20%台が実現しました。今後の日本の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。



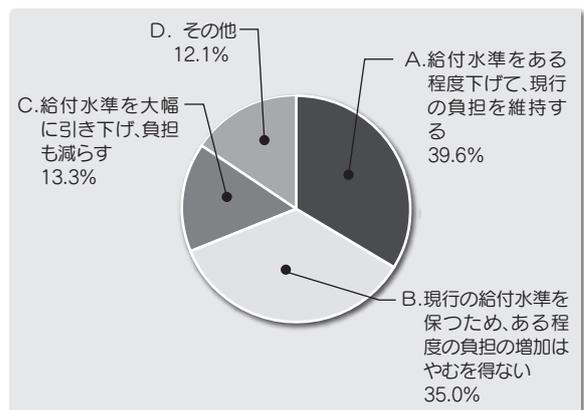
**Q3** あなたの会社を事業承継するに当たって、事業承継税制についてどのように考えますか。



**Q2** あなたの会社を事業承継するに当たって、どのような形態を考えているか、お聞きかせ下さい。



**Q4** 少子高齢化により増大する社会保障費を抑制するためには、負担と給付のあり方を見直す必要があります。今後の社会保障の給付と負担のバランスについてどう考えますか。



## 大会宣言

われわれ法人会は、新公益法人等への移行を契機に制定した「理念」をもとに、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

現在、わが国経済は、引き続き緩やかな回復基調にあるが、未だ「好循環サイクル」には至らず、依然として力強さを欠いている。さらに、世界経済においては、アメリカの保護主義的な動きなどにより主要国の政策協調に軋みが生ずるなど、急速に不確実性が増してきている。

持続的で力強い成長サイクルを構築するためには、アベノミクスの柱である成長戦略において、大胆な規制改革を中心とした戦略の立て直しが必要である。また、国家的課題

である財政健全化については、プライマリーバランスの黒字化に向け、規律ある具体的な道筋を明確に示し、着実に実行することが重要である。

法人会が長年に亘り提言してきた「法人実効税率20%台」は実現したところであるが、真の経済再生のためには、地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「本格的な事業承継税制の創設」等を中心とする「平成30年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ福井の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成29年10月5日

全国法人会総連合全国大会

## 要望活動の実施

平成29年10月27日(金)、梅元税制委員長は、熊本市役所を訪問し、白石義晴税務部長と藤山英美市議会副議長に平成30年度税制改正に関する提言書を手渡し、口頭でも税に関する要望説明を行いました。また、同日に、木原稔衆議院議員、野田毅衆議院議員、江田康幸衆議院議員の各事務所も提言書を持参し要望を伝えました。



藤山副議長に提言書を手渡す梅元税制委員長



白石税務部長



木原稔事務所



野田毅事務所



江田康幸事務所

本部だより

税を巡る諸環境の整備改善を図るための事業

流団まつり 小学生の税金クイズ大会と税に関するアニメ上映会 及び税の無料相談会開催

開催日 平成29年9月23日(土)
開催場所 熊本市流通情報会館 バザール会場
参加者 64名

熊本流通会館で開催される「あきんど！流団まつり」において、小学生を対象とした税金クイズ大会を開催しました。開催前から行列ができ、子ども達の関心を引くステージイベントとなりました。女性部会の田邊副部会長のテンポよい出題で、第1ステージの「〇×」形式の問題で勝ち抜いた5名の子ども達は、第2ステージで「三択」形式の問題で優勝を目指して競いました。

23日～24日は、初めての試みとして子ども向け税に関するアニメ上映会を開催し82名の参加がありました。また、税の無料相談会を開催し、不動産譲渡税や相続・贈与に関する税相談が29件ありました。



税金クイズ大会



税の無料相談会



税に関するアニメ上映会

新設法人説明会の開催

開催日 平成29年12月4日(月)
時間 14時00分～16時00分
開催場所 県民交流館/パレア 会議室1
申込数 98社118名

平成28年4月～平成29年3月に起業された法人を対象に、法人税・源泉所得税・消費税など企業運営に関する税の説明会を開催しました。本年度は、熊本西・熊本東税務署の共催で開催する初の試みで、税務当局主導で開催案内を郵送して参加を呼び掛けました。また、組織委員の皆さんも参加し、会員勧誘に努められました。熊本西税務署の法人担当の審理専門官を講師に招き、全法連製作の「経営に差がつく、知って得する『税』のお話」等のDVD視聴後、新設法人のための「会社の税金ガイドブック」をテキストに2時間の説明会を実施しました。



新設法人説明会

平成29年度 熊本西・熊本東税務署長納税表彰式

受彰名 熊本西税務署長納税表彰
受表日 平成29年11月17日(金)
会場 熊本西税務署
受彰者 杉本 信一(理事)

受彰名 熊本東税務署長納税表彰
受表日 平成29年11月16日(木)
会場 熊本東税務署
受彰者 中島 憲行(理事)



杉本理事

多年にわたって申告納税制度の発展と納税道義に貢献された方々に対して感謝の意を表す式典として、本年度も熊本西・熊本東税務署長納税表彰式が行われました。当会からは、杉本信一理事と中島憲行理事が受彰されました。また、熊本国税局長納税表彰受彰者として、会員で税理士の福岡政弘氏が受彰されています。



中島理事

## 第30回 小・中学生の税の作品表彰式(熊本西税務署管内)

開催日	平成29年11月14日(火)
場所	同仁堂ホール スタジオライブ
参加者	102名(受賞者 39名、教師・保護者 63名)
主催	熊本西地区税務関係団体長連絡協議会
後援	熊本西税務署、熊本県県央広域本部、熊本市、熊本市教育委員会
応募総数	5,161点(習字4,000点、標語259点、ポスター 230点、作文672編)

表彰された優秀作品は、「税を考える週間」の期間中に、上通りアーケード街に展示されました。



門垣会長の挨拶



熊本法人会賞の授与



受賞した小・中学生の皆さん

## 平成29年度 中学生の税の作品表彰式(熊本東税務署管内)

開催日	平成29年11月16日(木)
場所	熊本東税務署
参加者	62名(受賞者 33名、教師・保護者 29名)
主催	熊本東地区税務関係団体長連絡協議会
後援	熊本東税務署、熊本県県央広域本部、熊本市、熊本市教育委員会
応募総数	2,227点(習字958点、標語936点、ポスター 45点、作文288点)

表彰された優秀作品は、「税を考える週間」の期間中に、イオンモール熊本内に展示されました。



門垣会長の挨拶



熊本法人会賞の授与



受賞者の作文朗読

## 第15回 小・中学生の税金クイズ大会・バスケットボール教室

開催日	平成29年10月7日(土)
時間	9時00分～12時00分
開催場所	熊本県立総合体育館
参加者	95名(保護者除く)

熊本西地区税務関係団体長連絡協議会(本会は、当協議会の会長)主催で、小・中学生を対象に「税金クイズ大会・バスケットボール教室」を開催しました。前半90分は小学生、後半90分は中学生に分けて実施しました。クイズ問題は、「3択問題」を採用し、勝抜き戦でクイズを進め、回答に際しては、熊本西税務署の職員による解説付きとしました。子ども達は、クイズで税の大切を学んだ後は、熊本ヴォルターズのコーチの指導を熱心に受けていました。



税金クイズ大会



バスケットボール教室

## 地域の経済社会環境の整備改善等を図る事業

### 平成29年度 第1回特別講演会開催

開催日	平成29年9月15日(金)
時間	14時00分～15時30分
場所	鶴屋ホール
参加者	157名



東京大学名誉教授の金沢敏彦一氏を講師に招き「東日本大震災で見えた限界に挑戦」というテーマで講演会を開催しました。北海道沖から房総半島沖までの海底に、最先端の観測装置（エスネット：日本海溝海底地震津波観測網）を設置することで、海域で発生する地震と津波をリアルタイムに観測し、緊急地震速報を、これまでより30秒早く発信できるようになると説かれました。

### 第25回熊本県スポーツチャンバラ選手権大会・税金クイズ大会

開催日	平成29年11月5日(日)
時間	9時30分～17時00分
場所	菊陽町中部小学校
参加者	103名(選手65名、保護者38名)



税金クイズ大会



スポーツチャンバラ選手権大会

熊本県内から65名の選手が参加しました。選手層は、①幼年、②小学1～2年生、③小学3～4年生、④小学5～6年生、⑤中学生、⑥高校生、⑦大学生、⑧一般と幅広く、競技種別は、基本動作、小太刀、長剣、異種の4種類があり、競技種目は、個人戦、団体戦で試合が進められました。

平成28年度より、試合開始前に税金クイズ大会を実施し、子ども達は、税を考え、税の大切さを学びました。

### 第11回及び第12回 ロアッソサッカー教室・税金クイズ大会

第11回	
開催日	平成29年8月5日(土)
時間	9時30分～11時30分
開催場所	城山公園運動施設
参加者	200名(保護者除く)
後援	熊本市教育委員会 他

第12回	
開催日	平成29年11月11日(土)
時間	9時30分～11時30分
開催場所	県民総合運動公園 補助競技場
参加者	145名(保護者除く)
後援	熊本市教育委員会 他

熊本県内の就学前児童・小学生を対象に、ロアッソサッカー教室と税金クイズ大会を開催しました。税金クイズで頭を使った後は、①親子サッカー、②小学生1～2年生、③小学生3～4年生、④小学生5～6年生の4つのクラスに分けて、ロアッソ熊本のインストラクターからサッカーの基礎を学びました。子ども達は、公園の運動場いっぱいを使って、元気にボールを追いかけていました。



第11回 ロアッソサッカー教室



第12回 ロアッソサッカー教室

**支部だより**

支 部	事業内容	開催日	場 所	参加人数
飽 田	研修会：経営者の為のトータル保障	6月28日	あきた地域コミュニティセンター	15名
一 新	地域の子供たちと七夕飾りで繋がり運動	7月1日	洗馬橋～新鳥町商店街	80名
高 平 台	研修会：熊本城の被害と復旧	7月4日	大同生命	8名
河 内	講演会：会社を未来につなげる10年先の会社を考えよう 講演会：経緯栄社の為のリスクマネジメントプラン	7月6日	龍栄荘	25名
田迎南田迎北御幸	研修会：震災による人材不足に対する企業の対処について	7月21日	肥後銀行田迎支店	83名
向 山	研修会：役員に支給する対価における税務上の諸問題	7月21日	エルセルモ熊本	28名
一 新	せんばミニパーク狸地藏まつり	7月24日	新町せんばミニパーク	2,000名
春 日	春日ぼうぶらまつり	8月5日	春日小学校	2,000名
日 吉 西	日吉校区夏まつり	8月11日	日吉小学校	2,000名
川 尻	川尻精霊流し及び花火大会	8月15日	川尻・加勢川及び河川敷	5,000名
飽 田	あきた夏まつり	8月19日	飽田町民グラウンド	2,000名
川 尻	夏だ！夜市だ！川尻わっしょい！	8月26日	加勢川河川敷右岸グラウンド	3,000名
白 坪	白坪校区体育祭	10月8日	白坪小学校	500名
一 新	藤崎八幡宮秋季例大祭 一新町鉾 伝統文化継承活動	10月9日	一新地区	100名
天 明	大江戸神輿まつり（熊本震災復興神輿の制作と提灯・曳き手募集事業）	10月15日	木場公園（東京）	2,500名
甲 佐 町	甲佐町支部杯グラウンド・ゴルフ大会	10月21日	グリーンパル甲佐	89名
花立ほか合同	からいもの収穫	11月5日	東区花立	281名
飽 田	花いっぱい運動	11月10日	飽田東小学校	7名
北 部	教育プロレス、タッチングプール in 北区こどもまつり	11月11日	植木文化センター及び東側芝生広場	3,000名
江 津 出 水	画図校区わくわく実りの収穫祭	11月11日	画図小学校	2,000名
天 明	新幹線フェスタ	11月12日	富合総合車両所	10,000名
五 福	風流街浪漫フェスタ	11月12日	熊本市細工町	11,000名
流 通 団 地	クリーン大作戦	11月16日	流通団地周辺	270名
1・3・4 地区	健軍灯路秋まつり（10/21中止により作品展示）	11月19日	健軍小学校	300名
天 明	南区いきいきフェスタ	11月19日	熊本市南区役所及びアスパル富合	3,000名



飽田支部：花いっぱい運動



田迎南・田迎北・御幸支部：合同研修会



北部支部：北区こどもまつり



流通団地支部：クリーン大作戦



花立支部ほか合同：からいもの収穫



天明支部：大江戸神輿まつり



一新支部：七夕飾りで繋がり運動

## 青年部会だより

### 租税教育活動 なりきり販売体験

小学生4～6年生を募集し、60名の参加がありました。今年度は「学びから体験へ」というテーマで、熊本城桜の馬場城彩苑にて、税について学んだ後、忍者やおてもやんに扮して、販売の実体験に挑戦してもらいました。子ども達は、消費税の計算に電卓は手放せませんでした。

日時：平成29年9月30日(土)

10時00分～15時00分

場所：熊本城桜の馬場城彩苑



### 社会貢献活動 清掃活動実施

本年度も、恒例となった清掃活動を繁華街で実施しました。地域の環境美化の推進を通じて、青年部会の活動を広くPRできる機会として、これからも継続します。

日時：平成29年10月23日(月)

18時20分～20時30分

場所：上通り、下通り界隈



### 県庁ライトアップコンサート

ライトアップされた銀杏並木の幻想的な雰囲気の中で、5組のアーティストによる多彩なコンサートを開催しました。来場者は、1,000名を超え、落葉した銀杏の黄色い絨毯の上で、秋の夜に同化した音楽に楽しんでいただきました。

日時：平成29年11月18日(土)

17時40分～20時00分

場所：県庁プロムナード



### 献血にご協力をお願いします

血液不足になる冬場に、地域社会への貢献を目的として、多くの方に呼びかけ、献血活動に取り組んでいます。

詳しくは、同封のパンフレットをご確認ください。

日時：平成30年1月22日(月)

9時00分～16時00分

場所：KAB住まいるパーク(ゆめタウン浜線隣り)



## 女性部会だより

### 復興バスツアー

平成29年8月20日(日)～21日(月)阿蘇の復興を願い1泊2日の復興バスツアーを実施しました。阿蘇神社では、ボランティアガイドさんより復興状況を含め詳しく教えていただきました。宿泊先の阿蘇プラザホテルでも地震から復興に至るまでの話をさせていただきました。大野勝彦美術館では、大野先生の事故に遭われてから今まで(復興に至るまでを含め)の事を話させていただきました。またバスのドライバーさんの計らいで、地震で崩落した阿蘇大橋のたもと近くまで見学することが出来ました。自分達で協力できるものは何かを改めて感じることができる機会となりました。



### 保険の勉強会&レクレーションダンス

平成29年10月18日(水)、第1部に保険の勉強会、第2部にレクレーションダンスをしました。第1部の保険の勉強では、自分に合った保険商品を知ることが大切だと教えていただきました。第2部では、レクレーションダンスを松本恵子先生に教えていただきました。NHK連続テレビ小説『あさが来た』主題歌「365日の紙飛行機」の曲に合わせて踊りました。

最初は、ぎこちなかったダンスも、最後には歌いながら体を動かしている姿に、「びっくりポン！」でした。健康を考える一日となりました。



### スペシャルオリンピックス ボランティア活動

平成29年10月29日(日)、「第14回スペシャルオリンピックス日本・熊本」に社会貢献活動の一環としてボランティアスタッフとして参加しました。今年は、受付の仕事とアスリートの誘導です。その一方では、観客席の方々へうちわを配布し、蒸し暑かった室内だったので、大変喜ばれました。



### 福祉施設見学会

平成29年11月16日(木)、特別養護老人ホーム輝祥苑、小規模多機能型居宅介護事業所かがやき、高齢者介護施設江津しょうぶ苑の見学会を実施しました。

花束にした「ひまわり」と雑巾を持参しました。各所、施設長等の説明をしていただき、3班に分かれて、施設の中を見学させていただき、設備や環境を知ることができました。

